

## ～立石駅北口地区再開発ニュース～



残暑の時期になりましたがまだまだ暑い日が続いております。熱中症にはお気をつけください。

準備組合では現在、組合設立に向けた手続きや説明会等の準備を進めております。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。



### ～トピックス～

☆施行区域の公告がされました

☆個別面談のご報告



## 1. 施行区域の公告がされました

平成30年8月20日（月）、葛飾区より施行区域の公告がされました。

縦覧場所：葛飾区立石駅周辺地区街づくり事務所（立石4-26-8）

縦覧期間：平成30年8月20日（月）～平成30年9月3日（月）

借地権申告期間：平成30年8月20日（月）～平成30年9月18日（火）

※縦覧及び借地権申告書を持参される場合は、

土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

申告書を郵送される場合は、葛飾区立石駅周辺街づくり事務所（〒124-0012 東京都葛飾区立石4-26-8）へお送りください。

**（郵送の場合、特定記録郵便・簡易書留等の記録が残るものをお勧めします）**

### ☆施行区域の公告とは

都市再開発法に基づく手続きで、当再開発事業の地区の範囲を公にするものです。

### ☆未登記借地権の申告とは

施行区域の公告があった日から30日間が未登記借地権の申告期間となります。未登記の借地権は客観的に確認することが出来ません。そのため、組合を設立するにあたって、施行区域内の未登記の借地権を把握することが必要となり、今回の申告により施行区域内の権利者を確定させます。

施行区域内に未登記の借地権をお持ちの方は、葛飾区へ「未登記借地権の申告」を行ってください。

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

### 《お問い合わせ先》

立石駅北口地区市街地再開発準備組合

住所：葛飾区立石4-26-2 電話：03-5672-1596



## 2. 個別面談のご報告

平成30年6月5日（火）から行わせていただいた個別面談にご協力ありがとうございました。8月中旬までの面談で約120組超の権利者の方とお会いし、今後の事業のスケジュールや手続き、皆様が区内にお持ちの土地・建物の評価額の概算、現時点でのご意向等についてお話をさせていただきました。

面談の際にいただいたご質問を紹介します。

質問) 店舗の計画はどれくらい進んでいますか。大型のスーパーが入ってくると便利だと思います。

回答) ヒアリング程度ですがいくつか意向をきいたところがあります。興味があるという声もいただいています。どのような店舗があると良いか皆さまからご意見いただければと思います。

質問) 転出して地区外の不動産を取得する場合の不動産取得税についておしえてください。

回答) 原則、転出して地区外の土地や建物を取得すると税金がかかります。

一定の要件(※)を満たす場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。(取得する土地や建物の固定資産評価額から再開発で手放した土地や建物の固定資産税評価額を引いたものに税率をかけます)

※やむを得ない事情に該当し、かつ権利変換期日から2年以内に取得した不動産については、不動産取得税の軽減を受けることができます。

やむを得ない事情に該当するかは国税局との協議によります。

ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

**引き続き面談のご予約を受け付けております。面談がお済みでない方は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。**

〈お問い合わせ先〉

立石駅北口地区市街地再開発準備組合

住所：葛飾区立石4-26-2 電話：03-5672-1596



お問い合わせ先：立石駅北口地区市街地再開発準備組合 電話番号03-5672-1596

発行 立石駅北口地区市街地再開発準備組合